（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の一部改正）

第三十七条　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「関係府省」を「関係行政機関」に改める。

（総合特別区域法の一部改正）

第三十八条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

第六十九条中「又は各省」を「、デジタル庁又は各省」に、「又は省令」を「、デジタル庁令（告示を含む。）又は省令」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法等の一部改正）

第三十九条　次に掲げる法律の規定中「又は各省」を「、デジタル庁又は各省」に、「又は省令」を「、デジタル庁令（告示を含む。）又は省令」に改める。

一　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第八十七条

二　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百四十七条第三項

三　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第三十九条

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第四十条　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第百二条中「復興庁又は」を「デジタル庁、復興庁又は」に、「復興庁令」を「デジタル庁令（告示を含む。）、復興庁令」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第四十一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「総務省令」を「主務省令」に改め、同条第十四項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第九条第四項中「内閣府令」を「デジタル庁令」に改める。

第十七条第八項を次のように改める。

8　前各項に定めるもののほか、個人番号カードの再交付の手続その他個人番号カードに関して市町村長及び個人番号カードの交付を受けている者が行う手続に関し必要な事項（以下この項において「再交付等に関する事項」という。）は総務省令で、個人番号カードの様式及び個人番号カードの有効期間その他個人番号カードに関し必要な事項（再交付等に関する事項を除く。）は主務省令で定める。

第十八条中「総務大臣」を「内閣総理大臣及び総務大臣」に改める。

第二十一条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条の二第一項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「総務省令」を「デジタル庁令」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十二条第一項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十三条第一項第四号中「総務省令」を「デジタル庁令」に改め、同条第三項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十四条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十一条第一項の表第三十五条の項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「総務省」を「デジタル庁」に改め、同条第三項の表第三十五条の項及び同条第四項の表第三十五条の項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十七条第一項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第四十六条中「内閣府令・総務省令」を「デジタル庁令・総務省令」に改める。

（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部改正）

第四十二条　持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

第十九条第一号中「平成三十七年」を「令和七年」に改める。

（サイバーセキュリティ基本法の一部改正）

第四十三条　サイバーセキュリティ基本法の一部を次のように改正する。

第十三条中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

第十六条中「関係府省」を「関係行政機関」に改める。

第三十条第二項中「第五号」を「第六号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　デジタル大臣

（電子委任状の普及の促進に関する法律の一部改正）

第四十四条　電子委任状の普及の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「総務大臣及び経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第五条第一項の認定及び第八条第一項の変更の認定に関する事項については、内閣総理大臣及び総務大臣とする。

第十五条第二項中「総務大臣及び経済産業大臣が共同で」を「主務大臣が」に改める。

（地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部改正）

第四十五条　地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「関係府省」を「関係行政機関」に改める。

附則第二条中「平成四十年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則第三条第二号中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第五条第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成四十年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第四十六条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第五十二号及び第五十四号の改正規定」を「総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第五十三号及び第五十五号の改正規定」に改める。

附則第二十一条のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第五十二号及び第五十四号の改正規定中「第四条第一項第五十二号及び第五十四号」を「第四条第一項第五十三号及び第五十五号」に改める。

（平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正）

第四十七条　平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

第一条中「平成三十七年」を「令和七年」に改める。

第八条第一項中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。